

日本歯科医学会評議員選出基準

第1条 この基準は、日本歯科医学会規程第12条第1項の規定に基づき定める。

第2条 評議員は、各専門分科会および日本歯科医師会会員の中から選出する。

第3条 各専門分科会から選出される評議員の数は、その会員数により、次のとおりとする。

(会員数)	(評議員数)
1,000名以下	1名
1,001名以上3,000名以下	2名
3,001名以上	3名

二. 第一号に規定する各専門分科会から選出される評議員数は、2年ごとに見直すものとし、評議員改選年の前年の9月末日現在の各専門分科会会員数を適用する。

第4条 日本歯科医師会会員より選出される評議員は、日本歯科医師会会長が公益社団法人日本歯科医師会定款施行規則第17条に定める地区ごとに2名（計14名）を推薦するものとする。

第5条 本基準を改廃しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この基準は、昭和53年9月14日より施行する。
- 2 昭和51年4月1日に制定された日本歯科医学会評議員選出基準は廃止する。
- 3 この基準施行前に選出された評議員は、この基準により選出されたものと見做し、その任期は、昭和55年3月31日までとする。
- 4 この基準施行の際、一般会員の中から選出される評議員の任期は、昭和55年3月31日までとする。

附 則

- 1 この基準は、第11次改正定款施行の日（昭和55年6月3日）から施行する。
- 2 この基準施行の際、現に評議員である者は、この基準により委嘱された評議員とみなし、その任期は改正前の基準で定められた期間とする。

附 則

この基準は、昭和55年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(参考)

公益社団法人日本歯科医師会定款 施行規則第 17 条に定める地区

北海道・東北地区	北海道、 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東地区	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、山梨県
東京地区	東京都
信越・東海地区	長野県、新潟県、 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
近北地区	富山県、石川県、福井県、滋賀県、和歌山県、奈良県、京都府、 大阪府、兵庫県
中国・四国地区	岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県